

四国 子ども支援団体 助成プログラム

募集要項

1. はじめに

チャイルドライフサポートとくしまは、公益法人、NPO 法人等が実施する公益的事業の活動資金の助成、各種支援を通じ、「子どもたちの夢と希望の実現をサポートし、より多くの子どもに、より多くの幸せを与えることを目的とする “more children more happiness”」をミッションに掲げ、将来を担うすべての子どもが夢と希望を叶えることのできる社会の実現に貢献していきたいと考えております。

私たちは、社会貢献につながる素晴らしい事業であるにも関わらず、活動資金で困っている団体があれば、微力ながらその一助になりたいと考えており、この度、当財団として初めての助成事業となる「四国 子ども支援団体 助成プログラム」をスタートいたしました。

子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりの取組みを広げ、地域における子どもたちの健全な育成を目的として、四国4県で活動されている公益法人や NPO 法人等を対象に、その活動経費の一部を助成いたします。

また、当プログラムでは、新規事業だけでなく、団体が継続して実施している事業や現在の事業を発展拡大させる取組み等への助成も行います。

当プログラムが、より多くの活動につながり、一人でも多くの子どもたちの夢と希望を叶えたい…これが私たちの思いです。

2. 助成事業の概要

(1) 助成事業の流れ

- ① 募集：助成事業の募集・受付
- ② 選考及び決定：当財団の役員及び評議員で選考し決定
- ③ 助成：当財団より助成金を交付（概算払い）
- ④ 事業実施：助成事業の実施
- ⑤ 完了報告：助成事業の完了報告

(2) 助成金額

1 団体100万円を上限として、事業内容に応じて助成金を交付します。(総額1,850万円)
社会通念上、妥当と認められない場合には助成額を調整することがあります。

3. 助成対象者

当財団が対象とする事業の分野に該当する非営利活動・公益的事業を行う次の団体となります。（任意団体を除く）

- 社会福祉法人
- 更生保護法人
- 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- NPO 法人（特定非営利活動法人）
- 一般法人（法人税法上の非営利型法人の要件を満たす一般社団法人又は一般財団法人）

但し、上記に該当する団体であっても以下の場合には助成の対象となりません。

- （1）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- （2）特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職を言う。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、またこれらを反対することを目的とする団体
- （3）反社会的勢力（暴力団等）である者又は密接な関係がある団体
- （4）過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない団体

4. 対象となる事業の分野

（1）対象とする事業は以下の3つとします。

① 子どもの健全な育成に関する事業

例）生活困窮や家庭問題等を抱えている子どもへの食事・保育・学習・進学・就労支援等を目的とする事業

② 児童虐待（暴力・ネグレクト）防止に関する事業

例）児童虐待の防止、人権擁護の啓発、里親活動等を目的とする事業

③ 特別な支援が必要な子どもの保育・発達・教育に関する事業

例）身体障害、発達障害、知的障害のある子どもの保育・発達・教育等を目的とする事業

（2）助成対象外事業について

次に該当する場合は、助成の対象となりません。

① 営利を目的とする事業

② 調査研究を主な目的とする事業

③ 事業の主たる部分を実質的に行わず大部分を外部委託する事業

- ④ 第三者に資金を交付することを目的とした事業
- ⑤ 国又は地方公共団体から委託を受けて行う事業

5. 助成対象となる事業の実施期間

2020年11月1日から2022年3月31日（当財団の翌事業年度の終了）までに、事業完了を予定しているものを対象としています。

6. 必要書類

- (1) 定款
- (2) 履歴事項全部証明書 ・最新のもの（交付から6ヶ月以内）
- (3) 直近の財産目録
- (4) 直近の貸借対照表
- (5) 直近の損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 直近の事業報告書
- (7) 本年度※の事業計画書
- (8) 本年度※の収支予算書
- (9) 申請する事業の事業計画書
- (10) 申請する事業の収支予算書
- (11) パンフレットやチラシ等の活動を紹介する資料
- (12) 助成金申請書
- (13) ヒアリングシート

※「本年度」は貴団体における今期事業年度を指します。

申請書のコピーは、必ずお手元に保管しておいてください。

お送りいただきました書類の返却はできませんのでご了承ください。

7. 当財団より確認させていただく重点事項

助成申請する事業の事業計画書、収支予算書

今回、助成申請する事業の事業計画書と収支予算書を確認します。申請する事業の予算が費目ごとに確認できる収支予算書を作成し提出をお願いします。（本年度の事業計画書に助成申請する事業が記載されていない場合、その旨をご連絡ください。）

8. 審査項目について

以下の項目について審査します。当財団の理事および評議員が審査・選考し、決定した団体に助成を行います。申請事業については、新しい事業、革新的な事業だけを評価するのではなく、既存事業であっても問題はありませぬ。申請事業の目的や内容とともに、団体の活動方針や信念（志）、事業実現への意気込み（熱意）等も審査の対象とさせていただきます。

なお、審査において、事業所を訪問し申請者及び管理者の方に対し、ヒアリングさせて頂くことがありますのでご協力をお願いいたします。

（１）事業の実施体制

- ・ 団体の理念、方針、強み、信念（志）、これまでの活動実績。
- ・ 団体設立の趣旨、活動実績、実施体制等、助成対象事業として相応しいか。

（２）事業の必要性・公益性

- ・ 助成対象事業の目的及びその必要性が明確であるか。
- ・ 社会からのニーズが高く、且つ、公益性のある事業であるか。

（３）事業の実現可能性

- ・ 事業計画があり、且つ、その事業計画に整合性、実現性、実効性があるか。
- ・ 助成対象事業の定性・定量的な目標から効果をあげられるか。
- ・ 事業実現への意気込み（熱意）。

（４）費用及び予算の妥当性、経費の合理性

- ・ 事業の内容に見合った費用及び予算であるか。著しく高い単価の経費はないか。
- ・ 費用対効果からみて経済的合理性があるか。

（５）事業の継続性・発展性

- ・ 一過性ではなく、長期的な視野で事業の拡大や継続性、波及効果が期待できるか。

（６）活動の情報開示

- ・ 法人の活動状況を広く一般に開示しているか。

9. 対象となる経費について

助成対象事業を実施（活動）するために真に必要な次の経費とします。

- ・ 諸謝金（外部講師、出演者、指導者への謝礼）
- ・ 臨時雇賃金（申請事業の実施にあたり運営スタッフ・アルバイトなど臨時雇用する場合の賃金）
- ・ 旅費交通費（活動に必要な旅費や交通費）
- ・ 消耗品費（活動に必要な物品（用紙、文具、封筒、インクカートリッジ等）の費用や食料代等）
- ・ 印刷製本費（教材・しおり・報告書等の作成にかかるコピー代、印刷製本代）

- ・ 広告宣伝費（申請事業の実施に関連するチラシ、パンフレット、立て看板等の制作、広告掲載料）
- ・ 通信運搬費（申請事業にかかる切手やはがきの購入、メール便・宅配等の送料、荷造り費）
- ・ 図書費（申請事業の実施に必要な図書、資料の購入に要する経費等）
- ・ 賃借料（会議室利用料、イベント会場費用、レンタカー費用等）
- ・ 保険料（申請事業の実施に関連する傷害保険、賠償責任保険、動産総合保険）
- ・ 水道光熱費（申請事業実施に必要な経費 例：子ども食堂の運営にかかる水道光熱費）

なお、対象外の経費として以下は助成対象としておりません。

- ・ 会議費（会議の際の飲食費や講師の弁当代等）
- ・ 備品費（申請事業以外にも恒常的に使用する備品 例：パソコン、コピー機、デジカメ、プロジェクター等の購入費用）
- ・ 接待交際費（飲食代なども含む）
- ・ 恒常的に発生する費用（人件費：給料手当、法定福利費、通勤費、福利厚生費など）
- ・ 活動の拠点となる事務所等の家賃
- ・ 使途が定められていない次期繰越金などの余剰金

上記以外の費用であっても申請事業の目的に沿わない場合などには対象外となる可能性があります。

詳細については、当財団事務局までお問い合わせください。

10. 申請の流れ

申請書の受付期間：2020年7月1日から8月31日

選考結果の通知：10月中旬

助成金の交付：11月初旬

- ・ 申請書の記載内容や提出書類に不備不足等がある場合には、申請を受け付けることができません。あらかじめご了承ください。
- ・ 2020年10月中旬に郵送をもって採否の結果をお知らせします。なお、採否のお問い合わせや採否の理由にはお答えできませんのでご了承ください。
- ・ 助成が決定した場合、当財団のホームページに法人名・事業名・助成額等を公表させていただきます。

11. 応募手続き

(1) 応募（エントリー）

- ・当財団ホームページの助成プログラム応募フォーム (<https://cls-tokushima.org/applicationform.html>) に必要事項を入力してください。
- ・入力内容を確認後、送信ボタンをクリックし登録してください。

(2) 応募書類をダウンロードし資料作成

- ・応募書類の各様式は当財団ホームページ (<https://cls-tokushima.org/applicationform.html>) よりダウンロードし作成してください。
- ・その他、募集要項に記載されている必要書類をご準備ください。

(3) 申し込み期限までに書類を提出

助成金申請書、ヒアリングシート及び必要書類を当財団事務局まで郵送にてご提出ください。

提出先：一般財団法人チャイルドライフサポートとくしま 事務局宛

〒779-0102 徳島県板野郡板野町川端字中手崎5-1 レインボータウン中手崎N号棟

12. 事業完了報告について

助成事業が完了した団体には、事業完了後2か月以内に事務局宛に報告書と提出書類を郵送にて提出していただきます。

(1) 事業完了報告書（指定書式）

報告書フォーマットはメールにて別途送付します。

(2) 提出書類

- ① 事業実施報告書
- ② 事業収支報告書
- ③ 領収書等の支払を証明する書類（コピー）
- ④ 事業結果が十分把握できるもの（写真、パンフレット等）

提出先：一般財団法人チャイルドライフサポートとくしま 事務局宛

〒779-0102 徳島県板野郡板野町川端字中手崎5-1 レインボータウン中手崎N号棟